

森林づくり推進課

長野県告示第442号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けましたので、森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示します。

平成24年6月11日

長野県知事 阿部 守一

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
下伊那郡阿南町(次の図に示す部分限る。)
- 2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
阿南町(次の図に示す部分に限る。)
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び阿南町役場に備え置いて縦覧に供する。)

森林づくり推進課

長野県教育委員会告示第4号

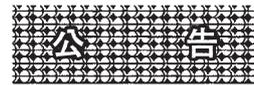
平成25年度長野県立中学校入学選抜要綱を次のとおり定めました。

平成24年6月11日

長野県教育委員会

- 1 要綱の名称
平成25年度長野県立中学校入学選抜要綱
- 2 要綱の内容
要綱の内容は、長野県教育委員会のホームページ(<http://www.pref.nagano.lg.jp/kenkyoi/>)に掲載しました。

高校教育課



公告

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第10条第1項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成24年6月11日

長野県知事 阿部 守一

- 1 申請のあった年月日
平成24年6月4日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人諏訪湖畔こころのケア協会
- 3 代表者の氏名
向山 隆志
- 4 主たる事務所の所在地
岡谷市長地小萩一丁目11番30号
- 5 定款に記載された目的
この法人は、災害に遭いこころの問題を抱えた人々に対して、相談支援、災害トラウマの予防事業を行うことにより、地域の健康社会の復興に寄与することを目的とする。

県民協働・NPO課

公告

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第25条第4項の規定により、特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成24年6月11日

長野県知事 阿部 守一

- 1 申請のあった年月日
平成24年5月30日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人長野サマライズセンター
- 3 代表者の氏名
宮野 美晃
- 4 主たる事務所の所在地
塩尻市広丘吉田505番地8
- 5 定款に記載された目的
この法人は、IT機器やIT関連技術を有効に活用することで、障害者・高齢者を中心とする地域に住む人々の自立をサポートし、社会参加の促進を目指し、また、それに関わる人材を育成し、地域社会の発展と、誰にでも優しい街づくりに寄与することを目的とする。

県民協働・NPO課

公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成24年6月11日

長野県知事 阿部 守一

- 1 申請のあった年月日
平成24年6月4日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人トンボ山

3 代表者の氏名

小池 泰彦

4 主たる事務所の所在地

伊那市富県2184番地4

5 定款に記載された目的

この法人は、都市と農山村の人々が、里山保全と利用を図る活動を通じて自然と共生する社会を実現することをもって社会全体の利益に貢献することを目的とする。

県民協働・NPO課

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成24年6月11日

長野県知事 阿部 守一

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
箕輪ショッピングセンター
上伊那郡箕輪町中箕輪9012-3
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所
イオンリテール株式会社
千葉市美浜区中瀬1-5-1
- 3 変更した事項
大規模小売店舗を設置する者の名称等
(変更前)

名 称	代表者氏名	住 所
株式会社箕輪ショッピングセンター	伊藤 隆	上伊那郡箕輪町中箕輪9012-3
イオンリテール株式会社	村井 正平	千葉市美浜区中瀬1-5-1

(変更後)

名 称	代表者氏名	住 所
イオンリテール株式会社	村井 正平	千葉市美浜区中瀬1-5-1

- 4 変更した年月日
平成23年2月21日
- 5 届出年月日
平成24年5月29日
- 6 届出書の縦覧の場所
長野県商工労働部経営支援課又は長野県上伊那地方事務所商工観光課
- 7 縦覧の期間
平成24年6月11日から平成24年10月11日まで
- 8 意見書の様式
長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱（平成12年5月19日付け12産振第137号）様式第8号による。
- 9 意見書の提出先
長野県商工労働部経営支援課又は長野県上伊那地方事務所商工観光課

経営支援課

公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第2項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書及び添付書類を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成24年6月11日

長野県知事 阿部 守一

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

佐久ショッピングセンター

佐久市岩村田字水引1420-2 ほか

2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

イオンリテール株式会社

千葉県千葉市美浜区中瀬1-5-1

3 変更事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻

(変更前)

小売業者名	開店時刻	閉店時刻
イオンリテール株式会社	午前9時(年間100日間、午前8時)	午後11時
有限会社花よし ほか35店		午後10時

(変更後)

小売業者名	開店時刻	閉店時刻
イオンリテール株式会社	午前7時	変更なし
有限会社花よし ほか35店		変更なし

(2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

変更前	変更後
午前8時30分～午後11時30分 (年間100日間、午前7時30分～)	午前6時30分～午後11時30分

4 変更年月日

平成24年6月1日

5 届出年月日

平成24年5月28日

6 届出書及び添付書類の縦覧の場所

長野県商工労働部経営支援課又は長野県佐久地方事務所商工観光課

7 縦覧の期間

平成24年6月11日から平成24年10月11日まで

8 意見書の様式

長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱(平成12年5月19日付け12産振第137号)様式第8号による。

9 意見書の提出先

長野県商工労働部経営支援課又は長野県佐久地方事務所商工観光課

経営支援課

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書及び添付書類を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成24年6月11日

長野県知事 阿部 守一

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

昭栄諏訪ショッピングセンター

諏訪郡下諏訪町四王湖浜6133 ほか

2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

イオンリテール株式会社

千葉県千葉市美浜区中瀬1-5-1

3 変更事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻

(変更前)

小売業者名	開店時刻	閉店時刻
イオンリテール株式会社 ほか6店	午前9時（年間100日間、午前8時）	午前0時

(変更後)

小売業者名	開店時刻	閉店時刻
イオンリテール株式会社 ほか6店	午前7時	変更なし

(2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

変更前	変更後
午前8時30分～午前0時30分 （年間100日間、午前7時30分～）	午前6時30分～午前0時30分

4 変更年月日

平成24年6月1日

5 届出年月日

平成24年5月28日

6 届出書及び添付書類の縦覧の場所

長野県商工労働部経営支援課又は長野県諏訪地方事務所商工観光課

7 縦覧の期間

平成24年6月11日から平成24年10月11日まで

8 意見書の様式

長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱（平成12年5月19日付け12産振第137号）様式第8号による。

9 意見書の提出先

長野県商工労働部経営支援課又は長野県諏訪地方事務所商工観光課

経営支援課

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書及び添付書類を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成24年6月11日

長野県知事 阿部 守一

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

アップルタウン

飯田市鼎一色456

2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

イオンリテール株式会社

千葉県千葉市美浜区中瀬1-5-1

3 変更事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻

(変更前)

小売業者名	開店時刻	閉店時刻
イオンリテール株式会社	午前9時（年間100日間、午前8時）	午後11時
株式会社大谷 ほか9店		午後9時

(変更後)

小売業者名	開店時刻	閉店時刻
イオンリテール株式会社	午前7時	変更なし
株式会社大谷 ほか9店		変更なし

(2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

変更前	変更後
午前8時30分～午前0時 （年間100日間、午前7時30分～）	午前6時30分～午前0時

4 変更年月日

平成24年6月1日

5 届出年月日

平成24年5月29日

6 届出書及び添付書類の縦覧の場所

長野県商工労働部経営支援課又は長野県下伊那地方事務所商工観光課

7 縦覧の期間

平成24年6月11日から平成24年10月11日まで

8 意見書の様式

長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱（平成12年5月19日付け12産振第137号）様式第8号による。

9 意見書の提出先

長野県商工労働部経営支援課又は長野県下伊那地方事務所商工観光課

経営支援課

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書及び添付書類を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成24年6月11日

長野県知事 阿部 守一

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

南信ショッピングセンター

飯田市上郷飯沼1616 ほか

2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

丸武鉄工株式会社

飯田市上郷別府176-1

3 変更事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻

(変更前)

小売業者名	開店時刻	閉店時刻
イオンリテール株式会社	午前9時（年間100日間、午前8時）	午後11時
株式会社こやま ほか10店		

(変更後)

小売業者名	開店時刻	閉店時刻
イオンリテール株式会社	午前7時	変更なし
株式会社こやま ほか10店		

(2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

変更前	変更後
午前8時30分～午後11時30分 （年間100日間、午前7時30分～）	午前6時30分～午後11時30分

4 変更年月日

平成24年6月1日

5 届出年月日

平成24年5月29日

6 届出書及び添付書類の縦覧の場所

長野県商工労働部経営支援課又は長野県下伊那地方事務所商工観光課

7 縦覧の期間

平成24年6月11日から平成24年10月11日まで

8 意見書の様式

長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱（平成12年5月19日付け12産振第137号）様式第8号による。

9 意見書の提出先

長野県商工労働部経営支援課又は長野県下伊那地方事務所商工観光課

経営支援課

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書及び添付書類を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成24年6月11日

長野県知事 阿部 守一

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ジャスコ新白馬店
北安曇郡白馬村北城1007

2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

イオンリテール株式会社
千葉県千葉市美浜区中瀬1-5-1

3 変更事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻

(変更前)

小売業者名	開店時刻	閉店時刻
マックスバリュ長野株式会社 ほか3店	午前9時(年間10日間、午前8時)	午後11時

(変更後)

小売業者名	開店時刻	閉店時刻
マックスバリュ長野株式会社 ほか3店	午前7時	変更なし

(2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

変更前	変更後
午前8時30分～午後11時30分 (年間10日間、午前7時30分～)	午前6時30分～午後11時30分

4 変更年月日

平成24年6月1日

5 届出年月日

平成24年5月25日

6 届出書及び添付書類の縦覧の場所

長野県商工労働部経営支援課又は長野県北安曇地方事務所商工観光建築課

7 縦覧の期間

平成24年6月11日から平成24年10月11日まで

8 意見書の様式

長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱（平成12年5月19日付け12産振第137号）様式第8号による。

9 意見書の提出先

長野県商工労働部経営支援課又は長野県北安曇地方事務所商工観光建築課

経営支援課

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書及び添付書類を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成24年6月11日

長野県知事 阿部 守一

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

長電ショッピングプラザ
須坂市馬場町1288

2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

長野電鉄株式会社
長野市権堂町2201

3 変更事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻

(変更前)

小売業者名	開店時刻	閉店時刻
イオンリテール株式会社	午前9時(年間10日間、午前8時)	午後11時

(変更後)

小売業者名	開店時刻	閉店時刻
イオンリテール株式会社	午前7時	変更なし

(2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

変更前	変更後
午前8時30分～午後11時30分 (年間10日間、午前7時30分～)	午前6時30分～午後11時30分

4 変更年月日

平成24年6月1日

5 届出年月日

平成24年5月24日

6 届出書及び添付書類の縦覧の場所

長野県商工労働部経営支援課又は長野県長野地方事務所商工観光課

7 縦覧の期間

平成24年6月11日から平成24年10月11日まで

8 意見書の様式

長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱(平成12年5月19日付け12産振第137号)様式第8号による。

9 意見書の提出先

長野県商工労働部経営支援課又は長野県長野地方事務所商工観光課

経営支援課

公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第2項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書及び添付書類を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成24年6月11日

長野県知事 阿部 守一

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

イオン中野ショッピングセンター
中野市大字一本木252-1 ほか

2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

イオンリテール株式会社
千葉県千葉市美浜区中瀬1-5-1

3 変更事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻
(変更前)

小売業者名	開店時刻	閉店時刻
イオンリテール株式会社	午前8時	午後11時
株式会社パスポート ほか9店		午後10時

(変更後)

小売業者名	開店時刻	閉店時刻
イオンリテール株式会社	午前7時	変更なし
株式会社パスポート ほか9店		変更なし

(2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

	変更前	変更後
1	午前7時30分～午後11時30分	午前6時30分～午後11時30分
2	午前7時30分～午後10時30分	変更なし

4 変更年月日

平成24年6月1日

5 届出年月日

平成24年5月24日

6 届出書及び添付書類の縦覧の場所

長野県商工労働部経営支援課又は長野県北信地方事務所商工観光課

7 縦覧の期間

平成24年6月11日から平成24年10月11日まで

8 意見書の様式

長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱(平成12年5月19日付け12産振第137号)様式第8号による。

9 意見書の提出先

長野県商工労働部経営支援課又は長野県北信地方事務所商工観光課

経営支援課

公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成24年6月11日

長野県長野建設事務所長 赤羽敏雄

1 入札に付する事項

(1) 調達をする物品及び予定数量

舗装補修用アスファルト合材(常温合材 15kg入袋)
3,300袋

(2) 物品等の特質

入札説明書及び仕様書によります。

(3) 納入期日

平成24年7月9日から平成25年3月31日までの間で別に定める日

(4) 納入場所

長野建設事務所及び中御所機械管理倉庫

(5) 入札方法

1 袋当たりの売買単価について行います。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額の100分の5に相当する額を加算した金額をもって落札価格としますので、入札者は消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当する者であることとします。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「政令」という。)第167条の4第1項又は財務規則(昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。)第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。
- (2) 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格(昭和59年長野県告示第60号)の別表の物件の買入れの欄の等級区分がA又はBに格付けされている者であること。
- (3) 長野県総務部長から、管理その他の委託及び物品購入等入札

参加資格者に係る入札参加停止措置要領(平成23年3月25日付け22管第285号)に基づく入札参加停止を受けている期間中の者でないこと。

- (4) 長野県暴力団排除条例(平成23年長野県条例第21号)第2条第2号に規定する暴力団員又は同条例第6条第1項に規定する暴力団関係者でないこと。

3 入札説明書及び仕様書の交付場所、契約条項等を示す場所並びに問い合わせ先

- (1) 入札説明書及び仕様書の交付場所、契約条項等を示す場所並びに問い合わせ先(2を除く。)

長野市大字南長野南県町686-1
長野県長野建設事務所 総務課
電話 026 (234) 9537

- (2) 仕様についての問い合わせ先

長野県長野建設事務所 維持管理課
電話 026 (234) 9541

4 入札手続等

- (1) 契約の手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨

- (2) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時 平成24年7月4日(水) 午後1時30分

イ 場所 長野市大字南長野南県町686-1

長野県長野建設事務所 総務課

- (3) 郵送入札の可否

郵便による入札は、受け付けません。

- (4) 入札者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、入札説明書に定める必要事項について説明した書類を平成24年6月27日(水)午後5時までに上記3の場所に提出してください。この場合において、開札日の前日までの間に必要な証明書等の照会があったときは、入札に参加を希望する者の負担において説明してください。

- (5) 入札保証金

政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

- (6) 契約保証金

政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

- (7) 入札の無効

規則第129条各号に該当する入札書は、無効とします。

- (8) 契約書作成の要否

必要とします。

- (9) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内に達した入札であって、最低の価格をもって申込みをした者を落札者として決定します。

5 その他

詳細は、入札説明書及び仕様書によります。

道路管理課